

平成30年12月6日 総務文教委員会 議事録  
10時00分開会

○出席委員 (8人)

委員長 網谷 芳孝

副委員長 西村 一啓

委員 児玉 朋也, 末広 和基, 大井 渉, 山崎 年一, 寺岡 公章, 山本 孝三

副議長 細川 雅子

○欠席議員 なし

○網谷委員長 皆さんおはようございます。定足数に達していますので、ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

開会に当たり市長さん御挨拶をお願いします。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○網谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきたいんですが、日程の順番としまして不都合が生じたので、正副委員長の権限で順番を変えさせていただきます。

議事に入る前に報告事項があるそうですので、執行部の方よろしくようお願い申し上げます。総務部長。

○吉岡総務部長 おはようございます。お時間いただきましてありがとうございます。

本日5時ごろでございますけれども、中国四国防衛局のほうから米海兵隊岩国基地所属の航空機によります事故について一報が入りましたので、この場をおかりして御報告させていただきます。日時は本日の1時48分ごろ、場所が四国沖ということでございました。この場所におきまして、米軍米海兵隊のF-181機とKC-130が空中接触をして2機とも着水をしたということでございます。報道等もされておりますので御承知かと思っておりますけれども、こういった事故が発生しております。詳細については、まだはっきりとしておりませんので、またわかり次第御報告のほうさせていただくと思っております。よろしくお願いたします。

○網谷委員長 ありがとうございます。

それでは、日程のほうに入らせていただきたいと思います。先ほど申しましたとおり、正副委員長の権限をもちまして日程を若干変えさせていただきましたので、御了承よろしくようお願い申し上げます。

それでは最初の日程としまして、日程第7、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第60号特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、以上3

件は関連がございますので一括審査としたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしとお声でございますので、それではそのように決定させていただきます。本3件につきましては、本会議場で提案理由の説明を求めましたが執行部において補足説明があればお願い申し上げます。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足説明はございませんのでよろしくお願いたします。

○網谷委員長 ということですので、それでは本3件に対する質疑を求めます。

山崎委員。

○山崎委員 皆さんおはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

人事院勧告実施ということでございまして、広島県や広島市も人事院の勧告があったんだと思うんですが、ここらあたりの内容について広島県と広島市の勧告についてわかっておればひとつお願したいんですが、どういう状況なのかひとつお願いたします。

○網谷委員長 総務課長。

○中村総務課長 広島県のほうは人勧と同じ内容でございました。広島市につきましては、若干数値は違うんですがおおむね同様の内容だったというふうに記憶しております。以上でございます。

○網谷委員長 どうもありがとうございます。

山崎委員。

○山崎委員 県のほうは641円ということで、広島市のほうは402円という額にしてやっぱり240円近くの金額の差があるわけですが、ここらあたりはなぜこういう差額が出るのかということについて認識されておればお願いたします。

それからこういった人勧実施のときにいつも伺わせていただいておりますので、準備されていらっしゃると思うんですが、一般職再任用職員の給与改定の総額、それから給与平均の増額は幾らになるのか、それから期末手当の平均は幾らになるのか、一般職再任用の職員の総額で幾らになるということと、特別職手当の総額、増額分ですね、それから期末手当、議員の分の総額、大竹市全体での職員議員等を含めた総額で幾らになるということについて出とれば一つお伺いします。よろしくお願いたします。

○網谷委員長 総務課長。

○中村総務課長 広島県と広島市の差額の内容でございすけれども、調査の範囲の違いということだろうというふうにしか私のほうも答えられないんですけれども、詳しい内容は申しわけございません、わかりません。

それから全体の影響力でございすけれども、給料のほうは差額でいいますと、216万円程度、それから期末勤勉手当が620万円程度ということになります。合計で830～840万円というところでございす。

それから特別職でございすが、期末が影響額が13万程度でございす。一般職につきましては月額で7,100円ちょっと、それから期末勤勉手当で1万9,000円、約2万円ぐらい、合計で2万7,000円ぐらいになります。今の一般職というのは再任用と特別職を除いた数

字でございますので、再任用を係長のほうからお答えさせていただきます。

○網谷委員長 どうぞ。

○野島総務課職員秘書係長 それでは再任用の職員のほうでございます。再任用の職員については、給料が約総額8万円ぐらいになります。手当のほうは約21万円ぐらいです。これで1人当たりの平均ですけども、給与は1年間で大体4,800円、手当てについては1年で1万3,000円程度になります。以上です。

○網谷委員長 総務課長。

○中村総務課長 議員報酬のほうがおおむね1人2万2,500円と、それから全員の方合わせて33万円ちょっとということになります。以上です。

○網谷委員長 全部総額は幾らになりますか。

総務課長。

○中村総務課長 一般職、特別職、議員を除いて840万円程度でございますので、先ほどの30万円を足して870万円ぐらいということになるかと思えます。以上です。

○網谷委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 質疑ないようですので質疑はなしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 今回の人事院勧告実施ということでもありますから、私、職員さんの給与や手当を増額することについて反対するということではございません。ただ、特別職あるいは議員報酬につきましては、本来は高額の報酬をいただいているというふうに考えておりますので、この2議案については反対ということではよくお願いします。

○網谷委員長 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論ないようですので討論なしと認めます。以上で、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。日程第7、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第8、議案第60号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、これより本件を起立により採決いたします。本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○網谷委員長 起立者多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、日程第9、議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、これより本件を起立により採決いたします。本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○網谷委員長 ありがとうございます。起立者多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第1、議案第65号大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

教育長。

○大石教育長 特に補足説明ございまんののでよろしく申し上げます。

○網谷委員長 わかりました。それでは本件に対する質疑を求めます。

寺岡委員。

○寺岡委員 施設がより使いやすくなるという期待があります。そのための条例だというふうに思うんですが、指定管理制度を入れるということです。過去の条例では平成7年につくられたものがあると思うんですが、それでは直営でやっておられました。このたび指定管理を導入しようという、そういった理由をお示しいただきたいのと、あと指定管理者を指定するときに私たち議会にもいつもお諮りいただいているんですけども、期限を切っているといいますか、3年間指定するとか、5年間指定するとか、そういったものがいつもの議案の中ではあるんですが、このたびは特にそういったものがないようです。そのあたり御説明いただけますか。2つ。

○網谷委員長 生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 まず今回指定管理に切りかえる理由でございますけれども、現在、手すき和紙作業所、直営ということで作業所の管理・運営権限自体は教育委員会が持っております。このたび作業所を改修いたしますので、新たに体験学習や展示スペースそういった利用が高まることが想定されております。これを契機に管理・運営を指定管理することで、指定管理者の自主性、独自性、あるいはノウハウといったものが直接事業に生かすことができるということが想定されます。作業所のさらなる利活用が図られると、加えまして、大竹市の伝統文化である手すき和紙の生産体制の強化、生産力増加につながるというふうに考えておりますので、これを期しまして指定管理ということにしようとしているものでございます。

それから、指定管理の期間についてでございます。指定管理につきましては、公の施設の設置、管理及び廃止ということで、地方自治法の第244条に規定されております。今回の条例につきましては、第244条の2の第3項4項、条例の定めるところにより法人その他の団体であって、普通地方公共団体の指定するものに公の施設の指定管理を行わせることができる。この条例には指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等定めると。これは今回審議いただいている条例ということでございます。同自治法同条の第5項6項には指定管理の期間は期間を定めて行うものとする。6項には指

定管理者の指定をしようとするときには、あらかじめ議会の議決を得なければならないということになっております。今回、指定管理ということで条例改正をさせていただきます。今後、3月定例会において指定管理の指定について議案の提案をさせていただこうと思っております。議会のほうで議決していただくべき事項については、指定に当たっては指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間とそういったものを3月定例会において提案させていただく予定でございます。期間につきましては3月ということになるんですが、現在想定しておるのは3年ということで考えております。以上でございます。

○網谷委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 質疑はないようでございますので質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって本件を原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第69号指定金融機関の指定更新についてを議題といたします。本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが執行部において補足説明があればお願いします。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足説明はございませんのでよろしく願いいたします。

○網谷委員長 わかりました。それでは本件に対する委員の皆さんの質疑を求めます。

大井委員。

○大井委員 四国銀行さんで別に問題ございません。ただ、少しお聞きしたいことがございますのでよろしく願いします。

今、日本銀行の非常に異次元の緩和で、各金融機関は大変だというふうにはマスコミ等の報道で聞いておるんですが、その影響でいろんな支店、窓口業務、それからATMの撤去、こういうこととか財務状況も都市銀行含めて地方銀行あるいは、その他の金融機関も余りよくないというふうには報じられておるんですが、この四国銀行さんの財務状況、これ多分調べておられると思いますんでその財務状況、それからこれは他行のことですけど、今ゆめタウンの中にありました広島銀行さんも何か撤退するという話も聞いたんですが、四国銀行さんについて、今のそういうことはないのかどうかATM含めまして財務状況、その辺の状況を把握してられると思いますので御説明をしていただけたらと思います。よろしく願いします。

○網谷委員長 どうぞ。

○野島会計管理者兼会計課長 大井委員さんが言われましたようにマイナス金利等、国の金融緩和によりまして金融機関の経営状況がかなり厳しいというふうにお聞きしております。企業とか家計とかの需要が伸び悩んでいること、あるいは少子高齢化でお客さんが減ってきてる、そういったこともありますし、インターネットバンキング等のIT系が盛んになりまして来店者が少なくなる店舗あるいはATMというそういったものも統廃合しているということでございます。そういった中で、四国銀行の財務状況ということでございますが、自己資本比率、これ国内基準でございますが9.71%、通常4%以上あればよいということでございますので、そういうったものもよいと思いますし、国内のほうの日本格付研究所というところの格付でございますが、シングルAのマイナスという大体安定的な状況であるといったそういったことでありますので、安定的に経営されてるではないかと思っております。また、今のところ四国銀行のほうは県内のそういった厳しい状況を踏まえて、県内の各市の指定金融機関からは、かなりそれぞれの自治体に対しまして、人件費の負担とか、支払いとか、収入とか、ほとんど費用を自治体のほう払ってないんですが、そういったものの有料化とか、あるいは役所内にある店舗の時間を減らしたりとか、いろんな要望とかがされてるみたいですが、こちらの四国銀行に当たりましては特にそういった話というのは全くございませんので、引き続き現在の状況、大竹市役所本庁内で出張所と、あと大竹支所に1人常時おります。それと時間も通常金融機関は3時までですが4時までという、そういった市民サービスの向上には御協力いただいているところでございます。以上です。

○網谷委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 四国銀行が指定金融機関として寄与するようになってから歴史は長いですね。大竹市は。それで、指定した金融機関として大竹市が必要に応じて事業資金をやりくりする場合、短期・長期の借入れをしたり、給与の振り込みをしたり、いろいろ利用させてもらってると思うんですが指定金融機関としてのメリットはどのように評価されてるのか。それと、市内には幾つか金融機関があるんですが、融資を受ける場合に市として長期・短期を問わず、入札等に付して利率の安いところを利用するとかいうようなことをやっておられる。それから振込手数料なども銀行の判断で手数料を上げますや、そういった場合に指定金融機関としての市としての長い付き合いもあったり双方のメリットを分け合ったりしとの関係もあるんですが、そういった場合に市民として利便性あるいは経済的な手数料の引き上げ等については、他行と比較して幾らかでも安くしてもらってるのかというふうなことをお願いしたり、そういう方向で銀行のほうも協力するというふうなことはできないんですか。その3点、一つお願いします。

○網谷委員長 会計課長。

○野島会計管理者兼会計課長 まず1点目の指定金融機関に指定されることによる四国銀行のメリットということでございますが、やはりこういう市役所という公的団体の信用があるということもございまして、市のほうの一般会計、特別会計をあわせると数百億円の資

金を取り扱うということで、そういったところもメリットが大きいのではないかと考えておるんですが、そういった手数料につきましては公債費用としての場合、これは四国銀行だけではないんですが、指定代理あるいは収納代理の金融機関もですが、10円ほど市のほうがお支払いしております。口座引き落としで歳入のほう税金とか国保料とか、そういったものを収納する場合は10円払っております。それ以外の収納につきましては無料になっております。また市のほうから企業・市民のほうにいろいろお支払いするわけですが、その費用通常であれば例えば108円から848円ぐらいまでの手数料というのが負担されますが、これは全く今無料となっております。そういったこともございますので特に銀行に対して費用を抑えてほしいとか、そういったことは今ありません。ほとんど費用負担というのはございません。以上でございます。

○網谷委員長 財政係長。

○建石企画財政課長補佐兼財政係長 直近の金融機関から借り入れということになってる平成30年の5月に地方債の借り入れというのを行っております。そのときには複数の金融機関等に声をかけさせていただきまして、一番利率の低いところというところで借り入れを行っております。

○網谷委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 1つだけお聞きします。指定金融機関としての歴史、何年でしょうか。

○網谷委員長 会計課長。

○野島会計管理者兼会計課長 昭和39年に指定金融機関制度ができて、その当初から四国銀行が指定されておりますので54年という長さになります。以上でございます。

○網谷委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ほかに質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論はなしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程3、議案第70号、平成30年度大竹市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足説明はございませんのでよろしくお願いたします。

○網谷委員長 補足説明はなしということで、それでは本件に対する質疑を求めます。

寺岡委員。

○寺岡委員 補正のほうで質疑をさせていただきます。債務負担行為の補正に関して、公立保育所等設計業務に要する経費がこのたび挙っております。中身については、先日の生活環境委員協議会で資料が配られましたのでこれが中心になろうかと思えます。その資料に基づきますと、今のところ小方地区新施設整備計画概要の案というふうになっているんですけども、右のほうにあるスケジュールこちら拝見したら、今回の補正これ通過するとはばらく議会のほうで協議する場面なかなか見当たらないなというふうに思えます。いつの間にかこの案というのが取れて確定というふうになるのではないかという心配があります。昨日の議員全員協議会、例に出しているのかどうか分かりませんが、総合計画の策定に向けてそのスケジュール、議会がどのタイミングでかかわって市民の皆さん方とかかかわっていくかというそういったものもどう意見交換あるのかはっきりとお示しをいただいて、これまでにこういう準備を私たちもしとけるなというふうなそういうこともできたんですが、このたびは私たちがどのように絡んで、この先どのように絡んでいくのかが不明瞭であります。中身について現段階での説明ではイメージがなかなか湧いてきません。ここで認めていくと、来年早々この、総務文教委員会と12月の本会議、これを根拠にして正式に入札がもう始まっていくと思うんです。これから具体的な中身を審議させていただくときに、やっぱり仕様書とかそういったことも確認しながら協議もしたいですし、私たちの意見、市民の意見が反映してもらえそうな場面をつくってもらいたいんですが、そういった場面はどうですか準備できるでしょうか。

あともう1点。このたびは2つの保育所と支援センターにプラスして、従来から議会とか市民が求めていた新機能これらがプラスされます。ネウボラであったり保健センターであったり大いに期待しております。やっとな形になっていくかと。ただこれらを複合的な施設にする上で、施設の規模が、今お示しされているのが床面積3,000平米程度というふうにあるんですが、これで足りるのかなというところが心配です。いろいろここまでまとめるのに御苦労もあったと思うんですが、それは2点御説明をお願いします。

○網谷委員長 どうぞ。

○丸茂福祉課児童係長 福祉課児童係の丸茂と申します。

御質問の件でございます。委員さんがおっしゃるように現段階では文字といいますか、言葉だけの説明であり、まだ絵もできておりません。なかなかイメージがわからないと思います。今後、設計に入りまして、その中で節目節目に随時、議会に説明する機会を設けるよう努力させていただきます。

面積の件につきまして、この3,000平方メートルについてはこれまで敷地の広さや財源の問題などを考慮しながら、部屋の用途や面積など十分検討してまいりました。この面積であれば、現時点では保育所と子育て支援センターに子育て世代包括支援センター機能、保健センター機能、児童館的機能を踏まえた施設運営ができるのではないかと考えておりますが、いずれにしましても今後、設計業務に入りまして、面積の詳細について十分精査してまいりたいと考えております。以上です。

○網谷委員長 よろしいですか。



寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。いろいろ最初のほうの議会への報告また意見調整など、また御努力いただきたいというふうに思います。

面積のことなんですけど、考え方を広げて述べさせていただきたいんですけども。子ども・子育て支援事業計画、このページをめくった初めにというところで、地域の宝である子供そして子育て世帯を地域社会全体で支え、親が自信と愛情をもって子供を育てることができる環境づくりを進めていこうとする計画ですというふうに御紹介をいただいております。このたびネウボラ、母子保健、児童館的な機能、期待もするところなんですけど、形だけ整えてやりましたというのではさみしいなというふうに思います。もちろん必要な施設設備は今後十分に整備されて、運用はされていくという期待もあるんですけども、まさかしょぼいものにはならないんだろうなというふうに信頼もしているところです。そういった中で、今まで場面場面で議会のほうにもいただいている資料、公立保育所等の今後のあり方とかでも、公立保育所の必要性を述べておられます。このたびは公立として計画案を進めていくと。このあたりは説明はできてると思うんですけど、その項目の中に注目されているのが、災害発生時の避難場所というふうに明記しておられます。公立保育所は、大規模災害発生時における被災者特に子供と保護者への支援施設として機能も求められていますというふうに理解はしていただいているんです。ほかの資料とかも見てみると避難所機能については、旧なかはま保育所は玖波中学校、旧立戸保育所は総合市民会館を想定していますというふうに一応のイメージは持っておられるようです。一般の人はそれでいいと思います。地域住民のばくっとした皆さん方の避難先はそういうふうになりましたというところでいいんじゃないかなと思うんですけど、また別の資料戻ってみますと、公立保育所は大規模災害発生時における被災者、特に子供と保護者への支援施設としての機能も求められていますというふうな文言が書かれておまして、乳幼児とその保護者に特化した避難所というのを思い描きました。一昨日、私、一般質問を子供の防災教育であるとか、安全教育とかというあたりでお話させていただいたんですけど、それとも若干絡んで具体的な避難ということになりますけど、市の広報一般質問でも使わせていただいていたその中の説明で避難準備、高齢者等避難開始は避難に時間を要する人、高齢者・障害者・乳幼児等とその支援者は避難を開始しようとの説明があります。ちょっと前の避難準備情報というやつですかね。早目の避難大変結構なことだというふうに思います。そういった情報が流れたときに乳幼児を連れてお母さん、私はこのときに乳飲み子というのをイメージしたんですけど、乳児を連れてお母さんが一般の人にまじって同じ空間で避難して、一晚、二晩過ごす。何とか難を逃れて自宅に帰って、また日を置いて災害の恐れに見舞われた場面があるとしたら。そうするとその保護者の方はまた乳児を連れて避難所に向かうとき足取りは、どうなのかなというのを心配するんです。一晚のうちで乳児が周りの一般の方々とどのように過ごしているかという心配、保護者の皆さんいろいろお持ちだと思んですけど、その避難をじゃあ始めましょうというときに避難準備の段階ですからまだ雨風がそんなに強くない時点で、南北に長い市街地のほぼ真ん中、この市役所近辺ですが、ここに乳幼児を優先した特化した避難所があるらしいと、今ならまだ雨も風も強くないから車で行ける

と、一晚、万一子供が夜泣きしてもこちらの辛さもわかってもらえる。ほかの避難所よりも紙おむつとか粉ミルクのストックも多いらしいよと、授乳もしやすいようにできてるみたい、災害対策本部のある市役所もすぐ隣で何となく心強いなと、こういったことで数日間の避難となるとなさらではないかなと思います。乳幼児避難所この単語で検索してみるとこの件に関する乳幼児保護者の方の苦悩、全国で、もうわかりました、もういいですというぐらい事例を見ることができます。どこでも子供を連れてお母さん方、避難の際には大変な御苦勞をされてるんだなと、いろいろな悩みをもっておられるんだなというふうに思います。そこで大竹市にこの乳幼児に特化した優先した避難所ができたとしたら、全国でもまだ余りないんじゃないかなというふうに思います。少なくとも私が調べた中では見つけられなかったんですが、そういった視点も持てる施設、可能性を感じる新施設ではないかなというふうに思います。このたびわざわざ施設新設の計画案だからこそ、最初からそういった機能も想定しながら、使われ方というところを可能性を感じながら、これから計画を練っていただきたいというふうに思います。もちろん避難に限ったことではありません。地域の宝である子供たちを育てるお母さんが、あそこに行ったら何とかなる、希望が持てると思うてもらえるように考えた、そう思ってもらえるように市のほうも考えて施設を整備してこそもう長年聞いております「子育てをしてみたいまち」と私たちも胸を張って言えるんじゃないかなというふうに思います。

改めて伺います。これまでの認可保育所と支援センターの機能プラスさまざまな大きな期待のある各新機能、これ合わせて延床3,000平米で本当に足りるのか、他市の同様の施設と比べてこれでいいのか、今後30年、40年使っていこうと思われる施設であります。改めて伺いますが、いかがですか。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 先に前提条件だけお話をさせていただきます。大竹市公共施設等総合管理計画というものをつくっております。すべからく市の施設につきましては、私たちが税金で今後も管理していかなければならない、今後人口が減っていく中このままでいくと、このままの更新は続けていけないというのはもうわかっていることでございます。その中で、30年間で延床面積20%減少、これを目標として掲げております。その中でどのようなことをしていくかというとき、似たような施設そういうのを集めて機能という面に着目をしてます。機能をもたせる、同じ施設の中に複合機能をもたせるということで縮重という言葉をしてますが、面積は小さくなくても機能を失わない、さらに使い勝手はよくなるということを考えて行うんですけど、そういったことを考えながら施設つくっていきます。広いほうがいいというお考えももちろんあるかと思うんですが、財源というものもあります。広くつくっていると財源が全くないというのが実際です。今回も施設の縮小化、複合化ということで有利な起債をいただこうと考えておりますので、いただくといっても借金なんですけど、交付税のバックがある起債を立てようと考えております。そういったことから全体を見ながら、どういった面積ならできるのか、一つのお部屋を共用できるのかそういったことを考えながら行っておりますので、3,000平米といってもあいている時間はほかのことで使えるというふうに考えていただければと思います。そういった面も含

めて一緒に考えていただきたいと思います。

○網谷委員長 よろしいですか。

寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。全体をもちろん見ながらということで、ただ今課長さんのほうから一緒に考えていただければと思いますというふうなお言葉もいただきましたので、今後いろいろ工夫されていく中でより具体的なことも出てくるというふうに思います。新しい施設ができました、行ってみようかと行ってみましたら、あら何か思ってたのと違うわというふうなことになるように、そのあたりぜひ工夫していただいて財源との折り合いもあるでしょうが、大竹で子育てしてよかったねというふうな感想が聞けるようなものにしてもらいたいです。平成34年4月一応供用開始目標になってますけども、私もほかの市町で大竹市はこういうところがほかの町よりも子育てしてみたいというところなんですよというふうな、そう自慢させてもらうような施設になることを願っておりますので引き続き御努力よろしくお願ひします。終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 たくさん補正予算項目ある中で、ちょうど寺岡委員が質問されましたこの公共公立保育所の件について、関連なので続けさせていただきます。私この御説明をお聞きした瞬間に感激しました。私一般質問でもいつもさせていただいておる資産・保有財産の有効活用、今、課長のほうからも言われました公共施設の整備計画、それらを総合的に見たときに、以前この案件は小方中学校の跡地に総合モデルの中に表現があったテーマでした。それが今回の話は保有資産の中で他の資産をと、有効活用をとということで素案が変更になって今、動き始めたところだと思います。そういう意味だと大変マネジメントを感じます。その中で1つだけ、今の20%削減の意味合いでいいますと、現行の保育所の床面積の相場はお幾らなんでしょうか。

○網谷委員長 児童係長。

○丸茂福祉課児童係長 統合予定の立戸保育所となかはま保育所の面積ですが、約で申し上げます立戸保育所が約1,030平米、なかはま保育所が約900平米、合計約1,900平米となります。以上です。

○網谷委員長 末広委員。

○末広委員 先ほどの20%削減ということでありますと、複合施設ということ言えば2,000平米から3,000平米にふえるわけですが、分母に当たる面積が今2,000平米なんです、2,000平米分の3,000平米ですから1.5倍になっちゃうわけですよ。でも今ない機能の施設も同時に設計するという意味では面積の縮減にはならんかもしれないけども、課長の御説明ありましたように今大竹市にない機能の増大を意図されてるというふうに受けとめれば、前向きな提案だというふうに受けとめさせていただきます。ただ面積を減すということで2,000平米保育所にコンマ8掛けて1,600平米保育所でやりますという話じゃないですから、いい政策だというふうに思えるんですが、そのときにこれは担当の部署だけでは絶対に考察が無理なんです、このたびの事業が進んで行く中では元の施設はどう活用さ

れていくのか、両方とも建物壊せば削減側に入るわけですが、他の施設に活用されれば縮減にもならんわけです。でもただ壊せばいいわけじゃない。その地域特性やこれからの地域行政に有効に使える施設であれば、手直し構造強化要るかもしれませんが、有効活用の発想も必要だと。加えて、これはここまで言ったら大変難しいかもしれませんが、もし、小方中学校の跡地を敷地面積、床面積、設置したときにこういう関係の施設が実施されたときに、残りの部分の資産価値は、有効利用価値は子供たちのゾーンがここにあったら周りには出現できにくいという制約が発生してたと思うんですけども、そのことによってある意味では利用価値が下がったかもしれない。その下がったかもしれない広大な大竹市の財産が下げなくて済むんだと。その価値は幾らなんだろうということの考察。今、大体今回の企画増には80台から100台の車がとまっています。通路が1本なくなります。そうしますとこれも代替地なり代替事情が同時に発生するわけです。当面は小学校の跡地にとめときゃいいんですけども、いずれ事業が発生します。ですから、今までの資産活用状況と大きな方針にあった資産活用方針を変更したことによって得られた想定メリットと、新たにどうしても必要な駐車場事情、これ複合案件だと思います。単独部署だけで考察して中身に入っていく前に、全体像としてのものを組織全体で把握して、これは関連部署担当部署だけではなくて横に繋がった総合事業だと、駐車場の距離が遠くなるのは皆さん方なんです。もし2階にしたら、上がり下がりですリスクは上がります。それを享受されるのは皆さん方です。我々もその一部ですから、我々は後ろの端っこでも結構ですが、毎日のことです。継続的に駐車場は今後も必要なんです。そういうことも含めてこのテーマ、これだけを考えるんじゃなくて複合で考えていただきたい。横につなげたプロジェクトというような概念の事業のスタートを切られるんだと。今後の大きく捉えますと、大竹市は早くにインフラが進んだまちですから、公共施設の整備計画は大竹市はどっちかというと早くに動いていますから、大竹市の取り組みといのはどこもが注目されるわけです。そういう意味での、いい総合開発モデルをこういうところに見出させていただく若い方々のエネルギーや発想や、そういうものも折り込んだ形で、これは寺岡委員の思いと一致しながらも反する部分も出てきます。だから、そういう総合的な捉え方でぜひとも単純にこの足らん分を設計するんだよということだけじゃない事業としてお取り組みいただきたいということをお願いして、質問に返させていただきます。よろしく願いいたします。

○網谷委員長 副市長。

○太田副市長 末広委員ありがとうございます。末広委員の言われるように総合的な考え方で私どもは常に経営感覚をもってやっていきたいと考えております。具体的な資産価値の変動、どれだけの管理する立場の人間としての具体的な数字は持っていませんが、これから、今、新公会計と、それと固定資産台帳の整備等の中でその辺の経営的感覚をもっていろいろこれから事業を進めていきたいと思っております。しかしながら、地方公共団体はあくまで住民福祉の増大でございます。その概念を忘れることなくいろいろ考えて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○網谷委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

大井委員。

○大井委員 幾つか質問させていただきます。多少、今までの質問と絡むところもあるかと思いますが、まず、この訴訟関連の弁護士謝礼です。大願寺だと思うんですが、この前一般質問で2,000万円とかどうとかという話がありましたけど、住民訴訟の場合に弁護士費用の請求ができるのかどうかということ、できるとしたらどういう法律のもとにできるかということ。

それから、3人から6人に弁護士さんをふやされましたですね。どういう基準でふやされたのか、市長の一存なのかそれともそういう基準があるのか、あるいは金額なのか、それとも地方裁判所だけで終わるからそうなのか、高等裁判所まで行くのか、基準がないのかあるのかということをまず。それから、弁護士費用のことも。

それから、債務負担行為のことで寺岡委員さんとダブるところがあるかと思うんですが、総合計画とそれから公立保育所のこの2点について。どっちから聞きましょうかね。総合計画のほうから聞きましょうかね。これつくられることは結構だと思います。私、昨日申し上げましたけども。ただ、総合計画をつくるときに例えば小方の小中学校跡地これ一つとっても前に進まないですよね。図面も小方駅の図面は書いてあるんです。道路も書いてあるんです。この中の市長以下何人が見ておられるか知りませんが、議会ではまだ公表されてないんです。これ税金ですよ、国からだろうが直接だろうが。図面は書いてもまだ公表はできないようなもので、この小方の小中学校一つも前に進まないのに、これをまた新しい10年計画をつくりますというようなことはやめていただきたいと思います。それまでには必ずやっぱり書いた図面は公表する。JRが難しいならどういう今、交渉されてるかということもちゃんとやっていただかないと、600万円も700万円も出して書いた図面がどっかの金庫に入って、まだ公表できないというのはやっぱりこれさみしいことです。次のまた計画にまた小方駅ということを書くということは、非常に無責任じゃないかという気がしますので。それまでにはちゃんと公表していただけるように、あるいはJRとの交渉も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

それに絡んで今度は今の保育所の関係です。別に三原企画財政課長の揚げ足取るわけでも何でもありませんが、今から総合計画つくられると、人口が減るんだと、30年間で公共施設を特に社会教育施設を20%縮小するんだと、削減するんだということは聞いております。つくりますから隣の旧大野町さんが廿日市市と合併したときに2万6,300人ぐらいだったんです。大竹市は3万人ぐらいいたんです。今は旧大野町は2万8,000人超えてるんです。2,000人ぐらいふえてるんです大野町が、旧大野町ですよ。先ほどから今の土地とか建物がやはり財産だとか言われるけど、私は人だと思うんですよ財産が一番は。どうしても私、人に住んでいただきたいんで、減るというような計画はつくっていただきたくないと思うし、どこのまねをするか、独自の考え方を出すかは別にしまして、やっぱり隣の旧大野町さんは2,000人ぐらいふえてるわけですから。ぜひそういう計画をつくっていただきたいと思うし、それからあっち行ったりこっち行ったり申しわけない、3回しかできないものですから済みません申しわけないです。

次にそれに基づいてこの土地を使うということは、私が初め何回もこれ申し上げてます。企画財政課長さんに申しわけないんですけど、平成23年に議員ならせいただいたと

きにはここは28億円の評価があるんでこれは民間に売却して大願寺の借金を返済するというのを聞いたわけですけど、それが保育所をつくってみたり別に構わないんですよ、別に保育所反対じゃないんですけど、いいんですけど、それから今の体育館もこのままですよ、こういうものに基づいたら今の返済スキームがどうなるかということも、それから地価の下落、それから今度、なかはま保育所と立戸保育所を2つ解体するわけです。解体したものを売却するというふうな説明だったと思うんですが、この売却価格と分譲価格が幾らぐらいを算定しておられるのか、この前説明していただいた中にはここは土砂災害警戒区域と書いてあるんです。だからその辺は少しは安くなると思うんですが、赤い部分の特別ほどは安くはならないと思いますので、その辺はどういうふうな算定をしておられるのか。解体費それと跡地の売却費というものを。それから次に設計金額です。これよく出てくるんで私もこれなかなか技術のことは全くわからないんで聞くんですが、いろんな解体設計業務とか土地の地盤の調査とか、いろんな今回設計業務ですけどこれはどういう基準なんですか、私、建設関係の社長さんとか役員さんに聞いたら総事業費の何パーセントぐらいだという大体目安があるというふうに聞いたんですが、これから計算したら総事業費もある程度わかったりするのかなと思ったり。その辺のことも含めて。

済みません、いろいろ言って申しわけないです。私も何を質問したかわからなくなってきたんで、済みませんよろしくお願ひします。

○網谷委員長 総務課長。

○中村総務課長 弁護士費用の件がありましたので、そのことについてお答えいたしたいと思います。根拠法令ということでございますけれども、民事訴訟費用等に関する法律というのがございますので、基本的にはそういったものが訴訟費用に該当するんだろうと。弁護士費用が含まれるかというようなお話でございましたけれども、請求ができるのかというような話でございましたと思いますけれども、できるかできないかと言われれば、できるというふうに考えております。それはいろいろ要件はございますので、そういった分を考えながらできる場合もあるというふうに考えております。今回の訴訟につきましては市長が一般質問でも申し上げたとおり、人件費を含めて多くの費用を要したところも事実でございますので、この費用をどのように考えていくかというようなことにつきましては、いろいろな法的な問題も加味しながら、慎重に考えていきたいというふうに考えております。

それから、弁護士を6人雇ったというような話でございます。弁護士の先生方はそれぞれ深い知識と経験を持たれているということでございます。分野によって得意な分野、それから人脈等細かく枝分かれしておりますので、そういった分、特に委員も言われましたように狭き門の上告受理を目指すためには、やっぱりそれぐらいの知識を持った先生方をお願いしなきゃいけないということで、そういったところで判断させていただいたところでございます。今回の案件につきましては、執行部ならず議会の審議に係る部分でございましたので、こちらを必ず勝たなきゃいけないというふうに考えておりましたので、そういったできる限りの努力をさせていただいたというところでございます。今申し上げたのが全てでございまして、基準を特に設けてるとか、こういうときにこうだというのはない

です。今の知見によってこの先生が適切ではないかというようなところでの判断でございます。以上です。

○網谷委員長 ほかにも質問があったと思いますが。

どうぞ。

○讚井都市計画課長補佐兼建築住宅係長 都市計画課の讚井と申します。設計金額等についてなんですけれども増築であるとか改修である場合、特に改修とかにおきましては、業者さんで見積もりをいただいてやってるんですけど、このたびの設計に関しましては、国土交通省の告示に基づいて算出しております。新築でございますので。それと昔で言われているのでいいますと、よく建設費の5%であるとか6%、7%というの也被われておまして、逆算すると工事費が十数億円というぐらいかもしれませんが、今回の新築工事予定でございますので、これに関しましては設計基準に基づいての積算をしております。それプラス一部測量であるとかボーリング調査であるとかに関しては見積もりで算出しております。以上です。

○網谷委員長 どうぞ。

○丸茂福祉課児童係長 立戸保育所、なかはま保育所の解体費用、売却価格につきましては、申しわけありません詳しい数字はまだ算定しておりませんが、大体的見込みで申し上げますと、土地だけの価格としては大体で申しわけありません、立戸保育所が約4,000万円、なかはま保育所が約5,500万円というふうに見込んでおります。以上です。

○網谷委員長 大井委員、もう一度質問が。数が多かったので質問の数に入れませんでしたので言ってください。簡単をお願いします。

○大井委員 こちら側の今の大願寺との収支がどうなるかという話ですよ。これまだ答えてもらってないと思うんです。28億円と私聞いたんですが、今は恐らく21~22億に下がるとるだろうと思うんですが、じゃあその推計なり今のこの体育館も二、三年のうちに何とかするんだろうとは思いますが、これもはっきりやっぱり示していただきたいなと。それは総合計画をつくる前にやっぱりそれが示されずに総合計画をつくるというのはおかしい話だろうと思しますので、その辺は伝えていくことと、人口もやっぱりふやすという総合計画をぜひつくっていただきたい。それは例えば大野の話を出したんですけど。それからあとは小方駅とか市道の関係で、これも依然まだ公表できないまま総合計画をつくるということは非常におかしい話であったです。これは公表をすぐしていただきたいと思しますし、JRとの交渉はどうなってるんだということ。この辺の質問もさせてもらったと思します。この辺を答えてもらってなかったんですかね。

○網谷委員長 今の要するに3つですね。大願寺が28億円がどうなっているのかということと、人口の増加の対策があるのかと、それから小方駅の市道の関係のこれからの見通し、その3点をお願いします。

企画財政課長。

○三原企画財政課長 大願寺に与える影響ということですが、保育所につきましては市役所側の用地を使いますので、ここに関しましては影響を与えないと思します。あと、地価につきましては年によって変わってきますので、これについては多少下がってきているのは

事実です。また、明日の委員会で御報告いたしますので、そのあたりはそのときに一緒に報告したいと考えております。体育館につきましても暫定ということで、今使っておりますが状況は変わっておりません。総合計画につきましても、希望をもちたいというふうに思われるというのはよくわかるんですが、根拠に基づいた計画というのを立てますので、今ある推計の中で人口の減り幅を抑えるという努力はずっとしておりますが、ふえるという根拠は今、見出せないです。日本全国そうなんですがなかなかふえるという根拠を見出せないの、やっぱり減り幅を抑えるということになるのではないかと考えております。希望を持った計画というものは私たちも考えていきたいとは思っておりますが、いろいろな根拠、ここもそうなんですけど小方のまちづくりの基本構想であるとか、検討いたしましたものを根拠に持っていきたいと思っておりますので、ただ絵を描くということではないいろいろな根拠が欲しいとやっぱり言われていると思うんですが、そのあたり一緒に考えていくのでどうしても減るかなと思うんですけど、今の計画も特にだから目標として人口を置いてません。こういうふうになるんじゃないかと思っておりますという前提のもとに、まちづくりを考えていく、そういったことになるのではないかと思っております。まだ方針等決めておりませんので、考えていきたいと思っております。

○網谷委員長 もう1点。

どうぞ。

○山本都市計画課長 都市計画課、山本でございます。小方新駅についてでございますが、以前からこの類の話は都市計画のほうでさせていただいております。JRとは平成29年度の中で図面を作成し、今未公表というようなことになっております。繰り返し申しわけないところなんですけど、鉄道の駅に関する技術基準については条件的、地理的なものについては可能性はあるというところでございます。ただ、JRとしても地元市の土地の動向、立地条件あとはJRの利用者増の見込みとそういったところでの判断になりますので、これについては協議はそれ以上は進んでいないというのが今の現状でございます。以上です。

○網谷委員長 要するに図面の公表までには至らないという意味ですよね。

○山本都市計画課長 図面の公表については、今内部の検討資料というところでありまして、今公表するということになりますと、地権者であったり、それから鉄道事業者であったり、いろんな面でまだマイナスの要素も出ると。それについては今まだ時期尚早というふうに考えております。以上です。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 今のことから言います。企画財政課長が言われましたように、余り希望だけ描いてもしょうがない、何ていいますか人口もふやしたいんだけど、余りバラ色の数字だけ持ってくるのもどうかという、だけど前向きには考えたいという気持ちもわかります。だけど片方では30年後には人口がこれだけ減るから社会教育施設を20%カットするんだと、片方ではちゃんと言っておられるわけです。何か自己矛盾を感じられませんか。そうすると今度は小方駅というのが非常にできづらくなるんじゃないかという、乗降客が少なくなるから。だから早くやらないといけないと私こう思うんです。人口が減ると多分、乗降客がいなくなると大竹市の負担も大きくなるでしょうし、JRもオーケーしてくれないか



もわからない。だからやっぱり財源かなと私思うんですけど。財源がないから前へ進めないんじゃないかなと。これ勝手に思ってますけど。できるだけ早く公表していただきたい。

それからさっきの企画財政課長じゃないですけど、ちょうど私隣に旧大野町があってそこが人口が2,000人ぐらいふえてるということ、いい見本があるわけですからやっぱり何かそういう皆さんの知恵をかりたり、職員さんのアイデアで、ある程度人口が減らないようにそういう知恵を出していただきたいなと、ぜひそういう隣の町にそういういい見本があるわけですから。それも参考にして次の総合計画にはぜひ向かっていっていただきたいと思うわけです。

2～3ね、最初の弁護士費用のことについてです。2004年12月に衆議院の本委員会で原告が負けたほうの費用負担何とか法案というのが廃案になっておるんです。ここで弁護士費用は対象外になっておると私は記憶しておるんですけど。一般の民事訴訟じゃないですよ。私が言うのは住民訴訟のことを言ってるんですよ。その辺はどういう根拠なのか、一般の民事訴訟はこれ10分の1ぐらいやられると思うんです。例えば交通事故とか境界立会とか遺産相続とかそういう民事訴訟じゃない、行政裁判の話をごしておるんです。それちゃんとまた答えていただきたいということ。

それから、先ほどの保育所の関係、大体の見積もりですけど4,000万円と5,500万円ぐらいと言われて、約9,000万円から1億円近いと思うんです。土地の価値が。これ解体費が逆に1億円近く要したら差し引きゼロですよ。そういう計算は当然しておられますよね。財政のほうもほかのところも。要はなぜかといったら小方の元公民館、今の地域福祉会館、ここがいろいろ一部を解体したりするんで、難しい解体だったとは思いますが、あそこが6,000万円以上係ったんじゃないかと思ってるんです。だから結構解体費というのは要るんじゃないかなということと、ちょっと心配したのは今のように土砂災害の警戒区域ですから余り高く売れないんじゃないかなというふうなことを心配したりしたもんですから、その辺の計算もちゃんと入れて今回のこの計画とか企画財政のほうと今の保育所のほう、そういう協議を持たれてやっておられると思ったんで質問させてもらったんです。その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それから、設定のほうはわかりました。ありがとうございます。以上2つ、済みませんよろしくお願ひします。

○網谷委員長 総務課長。

○中村総務課長 訴訟費用、基本的には弁護士費用というのは訴訟費用に含まれないというような見解があるのは私も承知しております。ただ、これ原則でございます。原則以外のことも例外というのもございますので、その部分において可能性があるということでございます。例外としては、例えばその不当な訴えを提起して争う場合は相手方控訴を余儀なくさせるということでございますので、それに対しての請求というのはできるというふうに書いてございますので、そういった場合も考えられるということでございます。この裁判期間中、多くの選挙もございました。そういった部分も加味しながら考えていくことになるだとうろいうふうに思います。以上でございます。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 何をどうするかという話なんだろうと思います。建物を落としてそこをどうするか。そのときに解体費用が発生する。そういうことなんだろうと思います。すべからず建物建ってますので、どっかの段階で壊さなければいけない。これは実際そうなんだろうと思います。そこで財源がどうかという話、保育所を壊しそこに保育所を建てますと、財源というものは起債が立てられますので、多少バックはあります。ただ、そこを壊してそこに建てるということになりますと、保育所を一時どこかに持っていかなきゃいけないということになりますので、やっぱりほかの費用が発生するということで、解体については今回はあるものを壊すということと一緒にであろうという判断をさせていただいております。

○網谷委員長 児童係長。

○丸茂福祉課児童係長 済みません、先ほど土地の価格は9,000万円と申し上げたことなんですが、これ鑑定評価とかオフィシャル的な金額から算出したものではなくて、仮評価からその平米数を掛けたもので、厳密に言えばこの9,000万円という数字は今回公式な数字ではないということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○網谷委員長 あとは人口減少の中で小方駅との総合性といえますか、相反することになるんではという質問でよろしいですかね。

企画財政課長。

○三原企画財政課長 人口が減っていくというのは、これも推計上出ていることですから、そこをとめたいという話はさせていただいております。公共施設の総合管理計画につきましても、その数値をもとに税収とかも見込みながらこの程度は減らさなければ厳しいだろうという推計をしております。総合計画とか小方のまちづくり、こういったところなんですが、全体の人口ともう1つ地域の人口というものがあります。日本全国で減っていく中で、うちがどこまで踏みとどまるかという魅力づくりと、小方のエリアにどれだけの人口があるかこういうところもありますので、全く矛盾しているとは思ってはいないんですが、そういうふうを感じる部分というの、多少はあろうかと思えます。減っていく中でどうしていくかということを考えていかなければいけないということがベースにあると思っております。

○網谷委員長 もう1点、旧大野町の人口増加を参考にしてほしいというのは先ほども答弁いただいたと思いますので、以上で2回目の答弁終わったと思いますが。

大井委員。

○大井委員 あちらこちら聞いて私もメモった分だけ済みません。ちょっと申しわけなかったです。混乱させて申しわけなかったと思います。

弁護士費用の分については、本当に不当だったのかと、私は逆に不当な判決だと思っておりますし、また3月定例会でも一般質問させてもらおうと思っておりますので、明らかなあれは平成17年判決の変更だと私は、うちの弁護士とはそういうふうを考えておりますので、またその辺はさせていただこうと思っておりますので、むやみやたらにただそういうことを意図的にやったあれはございませんので、よく考えていただきたいと思えます。

それから、今のやっぱりこの10月の決算特別委員会で私申し上げたんですが今、速報値

を持っておられるかどうか知りませんが、全国の財政指数の持っておられないというから、私勝手に喋らせてもらったんですけど、せめてあそこの平均ぐらいまで財政状況がならないとなかなかいろんな事業するのが難しいんじゃないかなと思ってました。それから、もしあの数字が違ってたら、新しいものがあつたらまた出していただけたらと思います。もう速報値は入ってるはずですから。出していただきたいと思います。

それから小方駅も今、市道のほうができておるわけですよ、やっぱり地域の人いろいろと通行どめになったり、きょうも通行どめになっておりましたけど、やっぱり駅のこととは非常に聞かれる方が多いわけです。これは別に小方だけじゃなしに、黒川とか晴海の方とか御園とか三ツ石とかいろんな方があの駅はどうなるんかということ聞かれる方が多いので、やっぱり早く方向性というのを示してあげないと図面も公表できないというんでは、確かにこの役所の中にあるのは間違いないと思いますんで、できるだけ早くその辺も公表していただきたいと、これあくまで要望ですけどお願いしときます。

それからまた裁判のことになりますけど、大阪市は弁護士についての基準をつくっておるんです、大阪市は。これ全国でも私、珍しいと思うんですが、やっぱりそういう画期的な新事例もあるわけですからそういう基準もつくられたほうが、金額だけ多いということ誇張されても困るんで、節度ある歳出といいますか、ものにしていただきたいと思えますんで。なかなか難しいことであろうと思えますけど、その辺も検討していただきたいと。以上、要望を申し上げて終わります。

○網谷委員長 答弁よろしいですか。

○大井委員 はい、ありがとうございます。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

○西村委員 一般会計予算の補正について、継続費の補正について、一部お尋ねしたいと思います。長い間の市民の念願でありました大竹駅がやっと日の目を見て、できるということで非常に喜んでおりますし、先ほどからの質疑の中でも財政が言いますように、非常に厳しいお金のなかでこうやって計画されとるわけですが1つだけ、大竹駅周辺整備事業の継続費の補正について、補正前の平成30～35年度までの数字と改めて補正後の平成30～35年度が余りにもバランス的に私の考えかもわかりませんが、バランス的に多くなったり少なくなったりしてますので、この内容年度別の内容で何でこういう金額になるのかわかれば御説明をお願いいたします。

○網谷委員長 どうですか。

都市計画課長。

○山本都市計画課長 43ページにございます継続費の補正で大竹駅周辺整備事業の部分でございます。補正前と補正後の金額の違いが大きく出ておるところでございます。まず、補正前なんですけど、これは相手がJRというところでまだ十分に施設計画煮詰まってない状況での年度割での配分を決めております。主には平成32～34年度においては駅の主要な移転であったり駅舎の解体、駅の改築というところが大きな部分を占めるであろうというところで、この平成32～34年度については大きな配分を想定されておりました。このたび、こ

とし12月にJRのほうと実施に向けていよいよ協定を締結するという段階に参っておりますが、この間JRと協議を続ける中でより具体的な工事内容いうところがだんだん煮詰まってきた状況です。今、わかっている段階での継続費の補正というところでございます。補正後につきましては、おおむね平成31年度についてはまず事前の施設の撤去、移転、解体というところがございます。平成32年度あたりから駅の本体、自由通路の着手という大きな流れになっております。もう少し詳しくいいますと、平成31年度は大きくはJR貨物の線路等の移転が大きな要因になっております。平成32～33年度はJR西日本もなんですが旧駅舎の一部解体であったり、事前の準備というところで少し少ない4億8,000万円というような状況です。平成34年度が20億円を超えている状況でございますが、これは駅舎が最終的な本体の部分の完成での支払い見込みが大きな要因といった大きな流れになってます。平成35年度は少し小さい数字があるんですが、これについては最終的な残りの駅舎、今で言うたら、駅前派出所に近いほうのところに駅舎の解体であったり、それから東西の広場の整備、おおむねこういった内容になっております。以上です。

○網谷委員長 副委員長。

○西村委員 ありがとうございます。あわせてこの5年間の工事期間中の特に駅前周辺、西栄も含めてですが、東西にわたる周辺の住民の説明も金額だけでなしに、具体的に進行状況がわかれば行政のサービスと思って、一つ御説明ができればと思いますので、時期を見てお願いしたいと思います。以上でございます。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 質疑なしのようでございますので質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これにより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものとして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第62号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足説明はございませんのでよろしくお願いたします。

○網谷委員長 補足説明はございませんので、それでは皆さん質疑のほうよろしくお願いたします。

山崎委員。

○山崎委員 この条例の改正については、昨年も条例改正がありました。事務機器とか自動車とか電算処理システムとかの条例改正であったと思うんでありますが。今回は施設の機械警備あるいは清掃保守点検、あるいは施設の維持管理に関するものだということですが、現状はどういうふうになっておるのかということについて教えてください。今度、新たに条例改正してこういうふうにしますよということですから、当然現状については何かなし崩し的になってきたのかなという疑問を持つんですが、そこのところはわかりましたら教えてください。

○網谷委員長 企画財政課課長。

○三原企画財政課長 清掃であるとか施設の機械警備であるとかというのも、前回から入ってはありました。今回は、限定列举していたものからそれと趣旨を同じくする契約もその他のということに加えたいということでございます。それらをどうしていたのかと言われますが、契約上は自動更新になっておって、単年度で予算を組んでいたというのが一番多いと思っております。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。それで、昨年6月20日付で監査委員会さんのほうから長期継続契約についての指摘というのがありました。この指摘は今回の、この条例改正と関係があるのかないのかという部分と、それからその監査委員会の指摘はどういうことであつたのかいうことを具体的に一つわかるようお願いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 監査の指摘の資料を持ってきていないんですが、関係があるかと言われれば、そのとおりでございます。指摘を受けて検討し直しております。先ほど自動契約のお話をいたしました、自動契約するに当たっても、やはり事前に自動契約するんだよという意思をちゃんと表明しなきゃいけないんじゃないかという御指摘がありましたので、そういったものも含めてこの長期継続契約ということでやっていきたいと考えまして加えさせていただきました。

○山崎委員 終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 この20ページの説明では長期契約継続をするということで、電気とかガスとかいうふうな言葉があるんですが、土地とか建物は全然含まれんということですね。そこをまずはっきりさせてください。

それで具体的に聞くんですが、今、市営住宅のガスの供給の施設が下にあります。ああいうのはこれに該当するんですか。それで、供給するガス会社とそこを利用するとかいうふうな場合には市との間で契約がなされて、ずっとその継続をして何年か5年なら5年、6年なら6年という間隔を置いて契約の更新をしてきたという経過があるんじゃないかと思うんですが、この長期契約を更新していくと自動的に、という場合には今の貸付金とか

市と業者の間の関係はどういうふうに規定されるんですか。そういうことがこの条例提案の中でもう少し説明してもらいたいと思うんですが。それで具体的に今、言いました市営住宅の場合、市営住宅が建設されて完成した時点でA社、B社というガス会社に供給施設を貸してると、それ以後ずっと業者はほとんど変わりなく、そこでガスの供給をしてる。入居するほうは何年かおられたら自分の家を建てる人は建てて出られる、空けばまた新たに希望者が入居されるという関係できとると思うんですが、そういったガスの供給会社、あるいはこの施設の清掃事業者というふうな関係の業者が今、何社あるんですか。それでその会社ごとに全戸の契約内容はどうなるとするのか、それが長期継続して契約するということになる、その契約の中身はどういうふうな相互の双務義務になるのかそういったことを一つ、この場では出せんかもわからんが、会期内に一つ総務文教委員会に出してもらいたいんですが。そういうことを抜きにどうのこうの言うたってもう私らも理解しにくいんです。何のためにその長期契約をせないけんのかということ自体が理解できません。社会的な経済状況も変わるし、するわけですから、3年とか5年とかの期間ごとに契約の中身を改めて、双方が合意できる範囲の約束事を決めるというのが常識的にはそうあるべきだと思うんですが。何で長期に契約せないけんのかというその意味が理解できません。ですから、現行で何と何と何をそれぞれの会社にやってもらって、それでこれからは長期契約するんだという対象になるものを全部出してもらいたいと思う。全戸の内容と長期でやろうとする場合の契約の内容を全部出してもらえますか。きょうでなくてもいいです。会期内中に18日中の最終日に間に合うように、委員長のほうからも一つお願いしてください。

○網谷委員長 どうですかね。複雑な契約内容になろうかと思うんですが。

企画財政課長。

○三原企画財政課長 今回の長期継続契約を締結することができる契約というのは、こちらが物品を借り入れたりであるとか役務の提供を受けるものですから、役務の提供を受けてこちらがお金をお支払いするという契約に關しての話ですので、市営住宅の場合はまず今言われたのは民民の契約なんだろうと思います。それからまた土地を目的外で貸し付けるという話なので、その契約とは全く違うものになりますので申しわけないんですけど、今言われた資料を出すというのは、この条例からいうと違う話だろうと考えております。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 ここでいう対象は何と何だ。そういうことも併せて言わな訳わからんでな。私ら議員のほうは3回で制約を受けるんですから質問回数は。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 庁舎の管理なんか該当すると考えております。とにかくずっと続けてやっていただくものということですからそういったものです。その他の役務ということで加えたもので例として挙げられるのは、今、債務負担行為なんかに挙げているものの幾つかが見当によって長期継続契約でもいいですよということになろうかと思っております。例えば、施行後に要する経費、これは債務負担行為しておりますが、4月1日からもずっとお願いして連続でやるということにもしなれば、もしなればというか、なりますよね。こういったものを対象にすることができるということです。

○山本委員 ようわからん。対象は何と何があってどこぞにやるんじやいうことがわかるように出してもらえりやええ。

○網谷委員長 今、対象になっていないという答弁があったんで、対象になるだけの品目いうんですか、設備いうんですか。

副市長。

○太田副市長 資料を一覧表で出すということは可能ですが、きょうの採決の影響をすることかどうかだけお話を決定していただきたいと思います。採決で必要な資料であるか、必要でない資料であるかその辺のあたりをはっきりとさせていただきたいと思います。

○網谷委員長 採決に必要なか必要でないかということですが、山本委員の言われるのも一理あるんじゃないかと思えますんで、この場で出してくれというのではありませんので、これが対象にされとる品目とかそういうのが出せればどうかなと私、委員長として思うんですが。

企画財政課長。

○三原企画財政課長 今の条例であります事務機器、自動車、電算処理システムこれの金貸借に関する契約、そして施設の機械警備、清掃、保守点検等、あと事務機器等の保守こういったものを列挙して出すということは可能であろうかと思えます。ただ、集計に時間がかかりますので、すぐというわけにはいかないんですけど。可と言われればそれはできると考えております。

○網谷委員長 私自身は採決しようと思えますので、物品については出せる範囲で出させていただくようなことになろうかと思えますので、よろしく山本委員お願いします。

どうぞ、山本委員。

○山本委員 審議の過程で資料をこういう格好でお願いしてそれは間に合わん、まだ精査がどないなることもあるんですが、できるだけ審議に付す議案提出を行政サイドで準備されて議会に求めるわけですから、できるだけ審議の中身としても、よくよく理解した上で、委員一人一人あるいは議会の意思が正確に決定されるようなやっぱり方向を留意してもらいたいと思うんです。

そのことをお願いした上で質問するんですが、この対象になる物件というのはまだ具体的にこれとこれとこれだというふうにはおっしゃらないんですが、そういった対象になるものについては会期内に出してもらって現行ではこうなるとと、それで長期にする場合にはこういう中身の内容の変更があるというぐらいのところまでは、会期内というより18日が最終日ですが、18日までに出してもらおう。

それから具体的に長期契約にこういう場合にはその対象となった契約ごとに、これは議会に報告されるんです。どうなります。もう条例決まったんだから執行部の手で処理をするだけで、特別に議会にこの件についてこうしましたとか、こういう内容の契約になりましたとかいうことは、求めがあればそれは説明されるかもわからんがそうでなければ別に報告するということにはならんわけですか。そうであっても一つぜひその都度、議会のほうには報告してもらおうということをお願いしたいんですが。そこのところはどうか。

○網谷委員長 よろしいですか。難しい場合は難しいとはっきり言ってください。

副市長。

○**太田副市長** 山本委員に懇切丁寧に御説明、審議の説明していただきました。ありがとうございます。私どももできるだけ資料を皆様に提供いたしまして、いろいろ検討する材料にさせていただけると思っております。今回の案件は私どもが昨年度もやっております、今回その他というような項目をつくって今から検討する内容もございます。18日、本会議最終日までには一定の資料等を議会に提供する委員会としてではなく議会に提供する資料として出させていただきます。

それと、今後の報告内容でございますが、それについては余りもう事務的な長期の継続契約が多いものでございます。その都度また検討させていただきたいということで、きょうのところはお許し願いたいと思います。以上でございます。

○**網谷委員長** そういう場合は何万円、何十万、何百万以上とかいう基準を決めて難しい場合は、それぐらいの応用は我々議会としても対応できると思いますのでよろしくお願ひします。

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩させていただきます。

11時55分 休憩

11時56分 再開

○**網谷委員長** 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

今、議会という言葉が私が発しましたんですが、この議会は訂正させていただきます。今の資料の件でございますが、副市長から何とか出せるような判断という言葉いただきましたんですが、委員会としてまずは諮っていきたいと思いますので、委員の皆さんの今の資料要求になるんですが、それは資料要求するということによろしいでしょうか。

寺岡委員。

○**寺岡委員** 今回の議案の可否について、その資料は私は特に必要としておりませんので、事務担当のほうにそのお仕事というか作業のほうやっただく必要はないかというふうに思います。特に必要ないです。

○**網谷委員長** 必要がないという意見が委員の中から出ましたのですが。

山本委員。

○**山本委員** 必要ないという人もあろうが、必要があるという私も含めて他の委員さんの皆さんの意向を一つ確かめた上で、委員会としての対応を一つ決めてください。なけりゃないで、委員にも調査権はあるし、委員会がこう決めたから、委員会出さな公共に対して請求できるからね。

○**網谷委員長** 必要あるという委員の方となくともいいのではないかという委員の方がおられますので、一応時間が何ぼかかってもしょうがないので採決させていただきます。

山崎委員。

○**山崎委員** 今の中では副市長は出しますと言われたんです。別に資料請求したから出さないけんとか出さんでもええとかいうことじゃなくて、副市長は出すと言われたんですからそれはそれとして受け取ったらどうですか。そこでやれ資料請求せないけんとか何とかじ



ゃなしに、それは資料請求とすれば出すか出さんかというのは何でしょうか、うちのほうが委員会としてそういう意思統一をしなくても、執行部のほうから出すと言われたんですからそれは当然に出してもらったらいじゃないですか。何も資料請求するとかせんとか言うような次元の問題じゃないんです。いたずらに混乱させなくてもスムーズに進むのを混乱させよるような気がするんですが。以上。

○網谷委員長 別に混乱さそう思って言ってわけではございませんので。ただ私、今、副市長の発言を一応休憩後に撤回させていただきましたので、両方の意見を尊重しまして起立採決させていただきます。

資料要求するという方。しないという方。まず、資料要求、別にいいのではないかという議員の方。資料要求要らないという方起立よろしくお願ひします。

〔起立多数〕

○網谷委員長 一応採決の結果、議長も総務文教委員ですので、一応また今の委員長の発言を撤回と言ったらおかしいんですが、初めの副市長の寛大なるお言葉をいただきまして、資料を出していただきますようよろしくお願ひいたします。

企画財政課長。

○三原企画財政課長 資料を提出するに当たって、現在やっているものというものにさせていただきたいと思いますが、今回の地方自治法に定めるものっていうものの中には、電気であるとかガスであるとか水道であるとかそういったものもあるんです。それも出しますとすごい量になるんです、実を言いますと。その他政令で定める契約というところだけで、現在やっているものということにさせていただければと思います。

○網谷委員長 お願ひします。それでよろしいと思います。

そういうことで資料は提供させていただきます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 質疑なしということで、以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしということで、以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議事の都合により暫時休憩といたします。再開は13時にさせていただきます。

12時02分 休憩

12時59分 再開

○網谷委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、日程第5、議案第63号大竹市工場立地法地域準則条例の制定についてを議題

といたします。本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足説明はございませんのでよろしくをお願いいたします。

○網谷委員長 それでは、委員の皆さんの質疑を受け付けたいと思います。

山崎委員。

○山崎委員 新しく条例をつくろうというものがないんかと思うんですが、それで対象する施設、工場の規模とかあるいは敷地面積とかそういったものについての規定があるんであるという気がするんですが、それはどういうふうになっておるのかを伺わせてください。

それからそういった対象企業が、大竹市内には何社あるのかということもついでにお願いいたします。

○網谷委員長 どうぞ。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 まず最初に今回の条例の対象となる企業の定義でございます。工場立地法におきまして、敷地の面積こちらのほうが9,000平方メートル以上または建築面積の合計が3,000平方メートル以上の製造業、電気、ガス供給業等が対象となります。

それと本市におきます届け出がされている企業の数でございますが、沿岸部の東栄地区あるいは玖波地区等にありますが一定の規模の工場が対象になりますが、現在8つの企業から届け出がされております。以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。2つの地域に例えば、大竹市と和木町とかにかかわった場合は、また両市で話し合うとかいうような条項があるんだらうと思うんですが、大竹市にはそういった企業があると思うんです。その場合に和木町との関係はどうなっておるのか、例えば大竹市だけがこれつくっても和木町が対応してもらえなくあい悪いですわね。その辺のところを伺わせてください。

それから、大竹市には今のところはこの面積という準工業地域で緑地面積率100分の10以上、環境施設面積100分の15以上、工業地域等では100分の5以上、100分の10以上というこの表にありますよね。こういったことは現状では大竹市には条例がないのではないかと思うんですが、国の条例というのもあるんだらうと思うんです。そういったことで国の規定はどうなっておるのかということが1点と、それから大竹市の現状についてはどうなっておるのかという点、新しく条例を制定するんだからないんかもわかりませんが、そのところはよく私わからんので、そうはいつでもこれだけの工業地帯がありますから、余りそういうところに今まで規定がなかったということではないんだらう、今でも規定があるんだらうと思うんです。そのところ済みません教えてください。

○網谷委員長 産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 今、御指摘のありましたように、岩国大竹コンビナートにおきまして、両市町にまたがってる企業等はございます。実をいいますと、今回本市におきましては12月の今回の定例会で条例のほうは提案させていただいておりま

すが、いわゆる岩国市と和木町さんのほうにつきましてはことしの9月にまず条例のほう提案されてこれが制定されております。基本的に今回本市のほうでこの定例会で提案させていただきとる内容につきましては、岩国市さん、和木町さんと同じ内容のものを上程させていただいております。もし本議会のほうで御承認いただきますと全く同じ基準になろうかと思えます。ただ、タイムラグがございます。岩国市と和木町さん9月、また本市にはまだございません。仮にいわゆる2つの区域あるいは市町にまたがっておる場合につきまして、その場合はその該当する工場の面積の大きいほうを撤去する形になります。今回でいいますと、例えばそういう該当する企業がございました場合は9月に岩国市、和木町さんが提案されております、この率でその企業については、そちらの率が適用になるという形になります。それと本市におきましては、今回提案させていただいておりますけど、もし現段階におきましては、広島県においてこの準則という同じような準則条例というのが定められております。こちらの率につきましては例えば今回の準工業地域こちらにつきましては現在、広島県の基準でいきますと、緑地面積率が15%以上になります。今回の提案内容が10%以上です。準工業地域の環境施設面積率、こちらのほうが県の準則でいきますと20%以上、今回の提案内容は15%以上でございます。あるいは、工業あるいは工業専用地域におきましては、緑地面積率が広島県の準則でいきますと10%以上、今回の提案内容は5%以上です。環境施設面積率こちらのほうが広島県のほうは15%以上で、今回の提案内容が10%以上という形になります。以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 広島県のほうが15%で緑地面積でいうと人口が地域、県のほうが15%で大竹市今度の提案が10%以上ということで若干これ違うんですね。少し大竹市のほうがレベルが低いということだと思っております。それでこれ大竹市の場合は住工混在だと言われるこのまちの中で、市民が住居する地域と工場がそんな近接しとるとということの中で、こういった条例を大竹市がつくることによって、地域住民の皆様非常に影響を受ける部分もあるんかなと思っております。それは工場の敷地が変わらんのかじゃけ中身をどうするかという問題じゃけ影響はないと言われればそういうことはあるかもわかりませんが、逆にそういった意味では地域住民から言えば、工場の中の規模が広がるわけですよ。そういった意味では、今まで工場の中に確保されていた緑地面積が減るとか、いわゆるそういう遊休部分が減るとかということ、環境面とかにも影響が出てくるんじゃないかと思っております。そういったことで非常に心配するわけですが、そういったことの住民説明、地域に対してどういうふうの説明をされて今回の条例提案になったのか、いやいやまだ議決されてそれ以降地域の住民の皆様説明しますよとか、あるいはいやいやそれは条例で決まったことじゃけ説明せんでもええんですよという判断なのか、その辺のところを一つ聞かせてください。

例えば、今回のような改正の場合、工場があって工場の中にそういった余裕といたしましよるか、遊休な地域があるとそれを少なくしていくということでもありますから、当然に企業としては有利な状況だと思っておりますが、ただ大竹市の場合は長いこと工場による公害で住民が非常に苦しめられてきたという経過があります。そういった状況を考えると、例え

ばの話、その中にある遊休部分を工場の外につくってもらうとか塀の中に入れてというような形で、地域の住民が緑とかそういう憩いの場を提供してもらえるような形でのこういう準則条例の進展の仕方なら非常に私住民としても納得ができると思うんですが、ただ工場の敷地内だから工場さんが有利なようにしたいよということであれば、まだいまだに栄町の周辺に私どもが時々行ってみると、わあこれは大変だなと思うような日があるわけですよ。悪臭で。そういったところに住んでらっしゃる人たちは、この人たちどうやってよう生活してらっしゃるなと思うようなときもあるぐらい、非常に悪臭に悩まされとる今でもそういった状況の中で地域住民の皆さんにもやっぱりある程度の理解を示していただけるような工場としての取り組みをしてもらいたいなと思うんです。そういったことでやっぱり行政としても工場に対してのそういった面での交渉をするとか、思い入れを伝えるとかというようなことの対策についてその辺のところはどういうふうに考えてらっしゃるかということをお願いいたします。

○網谷委員長 産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 今回提案しております内容でございますが、こちらにつきましては10月17日から11月16日の間、約1カ月でございますが、この間に概要を示しております資料のほうを各支所あるいは市のホームページのほうに掲載させていただいております。また、市の広報の11月号のほうに今、市のほうでこういうことを考えておりますということで、市の基本的な考え方をお示ししておるものを掲載させていただきまして、そこで一応パブリックコメントというのをさせていただきました。その結果なんですけど、今回の内容につきましては、特に意見が寄せられておりません。ちなみに先ほどお話の中で説明させてもらったんですけど、岩国市におきましては9月に同様の内容のものを一応は提案しております、岩国市のほうも同じようにパブリックコメントを約1カ月ほどしております。こちらのほうにつきましては数件ございました。本市のほうといたしましては、基本的なのはこのパブリックコメントにおきまして市の基本的な考え方というのをそこで説明させてもらった上で、意見を聞かせてもらっております。その中で特に御意見がなかったということであることですので、一定の御理解をいただいておりますというふうには認識はしております。以上です。

○網谷委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 環境面に関してですが、市のほうでは事業活動に伴って発生する公害等の防止に向けて、広島県と大竹市と大手の事業この3者間で、あるいは都市等単独で企業との間でということで公害防止協定を定めております。これに基づいて相互に協力して公害の未然の防止に努めるということになっております。これを踏まえ企業の側においても、企業活動によって排出するさまざまな排出物質を自主的に定期的に測定していただいて、それを市のほうに報告していただいておりますという状況になります。この協定に基づいて、具体的な排出の基準、排出数値について定めておまして、現状においては特にそれを達成されておって、これが順守されているということと、あと公害防止協定の中で県や市が緑地等について近隣住民の環境保全にという観点から整備をとということになったときには、これに積極的に協力するというのも協定の中にもうたわれております。また、広島

県のほうではかつての広島県の公害防止条例を広島県生活環境保全等の条例ということで改正した中で、県においても企業と一緒にそういった環境保全に取り組むということで、県のほうも取り組みを行っておりますので、そういった中で市民に環境あるいは健康上の悪影響が及ばないということでチェックを果たしていきたいと、そのことによって守っていきたいというふうに考えております。以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。地域住民の声あるいは地域住民の意向等についてはパブリックコメントはやってね。

○網谷委員長 山崎委員、失礼しました。私のミスで4回目なんです。済みません。

○山崎委員 わかりました。終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 この条例が施行されると実態はどこが把握するんですか。例えば、増設されたとか、規模を超えてるとか超えてないとかいうふうなことを時期をみて誰からどこかで実態確認をするということになるんじゃないかなと思うんですが、そういうことは条例上うたわれておらんよね。

○網谷委員長 産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 先ほど御説明しました要件に該当することが計画されてまいりましたら、その企業のほうから市のほうに届け出をしてもらう形になります。届け先は市の産業振興課になります。届け出事項につきましては、工場立地法におきまして規定がございます。ですから工場立地法に基づく規定に基づいて市のほうに届け出をしていただくという形になります。以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 じゃそういう規定があるのを誰が確認するんかいう。市がやるん県がやるん国がやるん。市からの工場のほうはこういうふうにしましたよということは、それはどこかへ届けるんでしょうね。それがそうなるかどうかどうなるかということの確認は野放しじゃないでしょ。誰がやるんかいうことを聞きよるん。市が立ち入りして申請どおり計画どおり建設物が完成したとか、これは申請面積よりか多いじゃないかとかいうようなことを野放しじゃないでしょ。だからそれを誰がやるんかいうことを。やりやあやっつてそりゃ課税対象になる部分もあるわけですから。市が主にはそれをやるんだらう思うんですが、条例のこの規定の中でその他書いてないね。どうするん。

○網谷委員長 産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 届け出は市になります。市のほうに市町村長に届け出をする形になっております。実際には、まず届け出を各企業のほうで、私たちはこういうものをつくるという形で計画図面を出します。計画の図面あるいはその面積も出していきます。それでまず市のほうでその内容がまず基準で合っているか率が、それをまずチェックします。それで市のほうで届け出を受理したら受理後、例えば、工場立地法でいけば90日たたないといわゆる着手ができないという形になりますので、届け出をしてから

受理がされないと基本的には各企業のほうがそういう例えば工場の新設、あるいはプラントの増設というものができない、やってしまうとそれは法に違反してる形になります。

それと今回の条例の準則ですが、こちらは基本的には率を緩和することができるという条項がございます。その率について緩和する場合については、各市町のほうでまた準則条例を定めるという形になっておりますので、この率を変えるということでも一応今回の御提案でございます。それ以外の例えば届け出の手續とかいうのは、工場立地法に規定がございますので準則でうたう事項ではございません。ということで今回の率についての条例という形で提案させていただいております。以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 私の質問に端的に答えてもらえんのじゃがね。現行の法律・規則・条例も含めてそれを変えるわけですから、変えるという必要性は企業の側に製造施設なり増設したいという要望が少なくとも行政に反映されとるからやるんでしょ。企業にそういう必要性がないものを行政が先にしてこういうことをやってください、ああいうことをやってくださいというのとは違うから、この趣旨は。企業のほうで製造基盤を拡張して、より多くの利益を追及する手だてをしてやりたいという、そういうむしろ欲求というか必要性というかあるからそれに応えて行政側がこういう対応をするということになったんでしょ。だったらその結果についてそれがどうなったか、こうなったか事実確認するのが誰かということをはっきりせな困るやん。本来的に岡山市ぐらいまでは水島ぐらいまでは倉敷市とか、緩衝緑地帯というのが500メートルも600メートルも民家との間の間隔を置いた工場の立地がされたんで、この特に広島県、大竹市とか和木町とか岩国市、徳山市にかけて、そういう企業の立地条件というのは非常に窮屈な形で建設された経緯があるんよ。私どももかつて、コンビナートの形成過程で緩衝緑地帯を設けないと民家と隣接して学校にも近い、病院にも近いような状態では何かにつけて危険性が伴うし、環境面でも憂慮されるということで、随分、議会としても緩衝緑地の建設をぜひやってほしいというふうなことを環境省にも陳情したり、それから姫路市のほうへも視察に行ったり、随分、当時の議会のほうもね、執行部とあわせて努力した時期があるんです。しかし何せ狭いところへあれだけの規模の工場が建設されたんだから、いや応なしに民家との隣接は避けられないというふうなことで、公害防止条例をつくろうかというふうな議論を経て、今の公害防止協定に至ったんや。そういう経緯から考えれば、私は工場の生産規模が拡大強化されるということに合わせて、市民の安全や環境対策をより一層取り組むことが大事だと。ただ、亜硫酸ガスがどうだとか臭気がどうだとかということもあるが、化学物質の対応策なんていうのは、非常に日本はおくれとるんです。これも化学物質が人体にどういう影響があるかというふうな調査なり検討というのは、環境省のやり様に手抜きが多いのだから、大竹市の環境白書を見てもそうでしょう。だからそういう全体のやっぱり市民の健康に対する環境問題や、爆発事故だとかガス漏れ等についての工場の事故とかを考えると、よりやっぱり今、言うような点で直接かかわる市としての取り組みをどうするこうするというを条例規定に明確にすべきじゃないかという気がするんですが、そこのところはどういうふうにとらえたら。質問するのも制限があるんで、的確に言うてもらわんと。何回たっても話が中途半端に終わ

ったんじゃ、我々もはなから反対じゃとかいうことを言っておるんじゃないんですから。企業は基盤整備されて雇用も拡大したり、課税対象も広がることによって、それなりのメリットもあるわけですから。はなから反対する立場での話じゃないんで。しかし、安心できるような取り組みなり対応策がないままに防ぐわけにもいかんから。そのところを聞かせてもらいたいと思う。十分議論してきたんですよ、だから大竹市は土地が狭いところに工業地帯や準工業地帯じゃいうふうなことの線引きをやると、可住面積が少のうなって人口対策にも大いに影響する、大竹市は環境が悪いというふうなこのイメージが一般に広がると、大竹は住みにくいというふうなことになっても困るというふうなことを随分当時も心配したんです。そういう当時からの経緯を私自身もいろいろ経験させてもらって一人ですから。こういう機会にまた老婆心ながら心配なところを聞かせてもらいたいと思うんで。若い職員の皆さんは、そういう過去のことは余り知ってないかもわからんが、随分苦労したんですよ当時の二階堂市長、神尾市長の前半、当時の議会が。だから大竹は環境が悪いけというイメージをようやく払拭しつつあるわけですから、大いにそういう面では成果が上がるような取り組みをしてほしいという思いでの質問ですから。これが最後なんで。

○網谷委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 今回上程した議案については、あくまでも緩和率を定めたものであって、この条例の中で排出物の基準を規制するというものをうたうというのは好ましくないのかなと。それにかわるものとして、先ほど申し上げましたが大竹市であれば公害防止協定あるいは覚書、広島県生活環境保全条例あるいは国のほうの法律の水質汚濁防止法、大気汚染防止法、その中でそれぞれの排出物質の基準が定められておりますので、その基準が適正に順守されておるかどうか、これを行政、県と市が一緒になってということで精査していくということで、取り組まれるのであるのかなというふうに思います。以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

大井委員。

○大井委員 工業地域と準工業地域のさっきの8社の分で、それぞれの何社ずつなのか、それともまたがってるところがあるのかどうか、それを教えてください。

それから今、環境整備課長が言われたいろんな法律とかがあって罰則もあろうかと思うんですが、この罰則はないんですよ。今回の分については罰則は。それはこの中では見えないような気がするんで。意図的じゃなくともうっかり届け出を忘れておったとかということもあろうかと。あるいは面積を間違えとってというようなこともあろうかなと思うんですが、そういうときには何か罰則か何かあるのかなのかということと。

先ほどの山本委員の質問にも関連するんですが。これはあくまでも条例ですから、条例で運用するってなかなか難しいだろうと思いますので、多分内規をつくられるんだと思うんです。規定とか規則とか。つくられるのかつukられないのかわかりませんが、つくるとしたら例規集なんかアップされるのかどうか、このままだでもう運用されるのか、先ほどの山本委員さんがわかりにくいと誰がチェックするのかどうなのかというようなことも含めて、催促といいますかそういうものをつくられるのかどうなのか、この点だけ済みま

せん教えてください。

○網谷委員長 産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 まず最初に区域でまたがってるものですが、本市におきましては今届け出を受けてる状況ではございません。そういうものは。

続きまして罰則の関係でございます。こちらのほうにつきましては、法におきまして罰則規定がございます。ですから、その法において罰則規定に該当する場合につきましては、その法に規定されとるものが適用されるというふうを考えております。本条例はあくまで率を緩和する。率の緩和につきましても法において各市町で市町の状況において必要があれば率を緩和することができますよというのがございますので、その法に基づいて率を緩和するというものを提案させていただいております。それ以外のものにつきましては、いわゆる工場立地法、あるいはその施行規則、施行令こちらのものが適用になりますので、あえて条例でうたうものではないということで率についてのみの条例提案ということでさせていただきます。

それとあとは、基本的に率の条例でございますので、それ以外の例えば、工場立地法において施行規則、施行令とかございますので、こちらに基づいて基本的にはさまざまなものが対応されていくというふうに認識しております。以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

末広委員。

○末広委員 1つだけお教えてください。緑地以外の環境施設に該当するものはどのようなものがあるかだけ、お教えいただける分だけで結構です。よろしくお願いします。

○網谷委員長 産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 緑地以外の環境施設でございますが、例えば噴水とか水流とか池ですね。こちらのもの。あるいは屋外の運動場、あるいは広場、屋内の運動施設あとは教養文化施設、あとは敷地内につくってる太陽光発電、このようなものがいわゆる緑地以外の環境施設というものに該当します。以上です。

○網谷委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ほかに質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 国の定める緑地面積比率というのは、環境施設面積比率が25%以上、緑地面積比率が20%以上、重複緑地算入率が25%以上というふうになっておりまして、非常に今回の本市の提案されておる準則は国の比率からいいますと、大幅に緩和したということになると思う。いずれにしましても、大竹市は住工混在ということで、当初から非常に難しい地域だということと言われておりました。そういった中で準工業地域や工業地域の緑地面積、この比率を緩和するということは直接住民の生活に影響を与えると私は思うわけです。また大竹市の場合、長年工場による公害によって住民が悩まされてきたという経過もあります。そういった中で環境は非常によくなったといいましても、まだまだ他市と比べて



は非常に住みにくい地域もあります。そういったところで企業の責任を軽減して環境配慮を欠く規制緩和でなくこれまでの基準を維持しながら住民の生活環境を守るという立場に立つべきだというふうに考えておりますので、本議案第63号については反対いたします。以上です。

○網谷委員長 ほかに討論はございますか。

山本委員。

○山本委員 反対じゃないんじゃないかね。その企業が市内に設備を更新する機会に少し規模を広げようとか、新たな製品開発のためにこういう施設をつくりたいとかということをやってもらえりゃええ思うんじゃないが、その実態把握を大竹市がどこまで踏み込んでやれるかということのあいまいさが残ってると思うわね。工場立地法どうじゃとか都市計画法はどうじゃとかおっしゃるんじゃないが、現行の工場立地法にせよ都市計画法にせよどうしたら企業がこの地で営業ができるかということをまず優先的に考えて、法体系ができとるんです日本の場合。だから戦後あちこちで四日市のコンビナートも、千葉のコンビナートもどんでんできましたが、随分と環境破壊をやったり大気の汚染をやったり、水俣病みたいなことだっていまだに住民が被害を受けて困ってるというふうな事例が後を絶たんわけですから。だから、そういうことを重々考えた上で市町としてこういう条例を制定して企業を支援するというのなら、それなりのしっかりした対応が裏づけとして示してもらいたいということを私は言いたいんです。大竹市でも今の工場の設備投資をやる、企業用地があると、この資材の運搬にしても陸送代では困ると、この海路を利用した大型船が入るような港をつくらないけんようなこととなると1,000億円投資しとるんですよ。国県市を含めて。昭和30年代から。しかし、企業サイドの都合で合理化を進めて5万人構想を打ち上げた時期もあるが、今じゃ2万7,000人しか大竹市の人口はない。じゃそれにかわるまちの活性化なり、住んでよかったといえる大竹市をつくるために、あの企業も設備を拡大するために投じた公費1,000億円を福祉の分野やら子育ての分野やら教育の分野に投資してみなさい。合理化で新たな学校をなんとかするか、福祉を切り捨てるとかいうようなことはない。しかし企業はそれをやるんです。だから社宅が1つも無くなったでしょ。そういうことを考えて、こうした問題についてもまず爆発の事故があって、その委員会開くけど市民が被害を受けることがないように健康に害を与える有毒ガスや化学物質の放出を総量規制として、どうするかというふうなことを合わせて市民に示してもらうことが大事なんよ。公害防止協定があるじゃいうてもよ、じゃあそこでやって総量規制どうするかいうことを答弁してくださいよ。言わないでしょまだそこまで踏み込んだ行政の対応策は。そこを私は言いたいわけよ。合わせて設備投資やられることに反対はしないけれども、それによる住民への健康被害が発生しないように、爆発事故その他による住民への影響がないように、合わせて対応策を示すというのがあってしかるべきじゃないかいうことを言いたいわけ。そういうことで条例には反対しませんが、ぜひそこところを市民の皆さんにも示せるように、担当課初め市長のほうでも入れてもらいたいということをお願いをして討論にかえます。

○網谷委員長 ほかに討論はございませんか。

末広委員。

○末広委員 この議案に賛成の立場で討論させていただきます。先ほど担当答弁の中にあつた国の規定は幅があるんだと私は解釈しております。最低限これだけはできりゃ、このぐらいのという幅を持たせた中で、あくまでも国指定の一番下限をよりここを重視する大竹市が自負をもって、県単位ですと県の中全部にですから、大竹市はその中でも広島県の中でもこういう立地を市町の戦略として選んで我がまちを構築された、そういう特殊性を持った大竹市の自負をもってこの条例を制定するというふうに私はこの条例を解釈しておりますので、以上をもちまして賛成討論にさせていただきます。ありがとうございます。

○網谷委員長 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○網谷委員長 起立多数と認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第58号大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いします。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足説明はございませんのでよろしく願いいたします。

○網谷委員長 補足説明はないということですので、委員の皆さん質疑を受け付けます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論はなしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第10、議案第66号広島県市町総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足説明はございませんのでよろしくお願いいたします。

○網谷委員長 補足説明はなしということで、委員の皆さんの質疑をお願いいたします。  
質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

本件に関する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論はなしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決ま  
した。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会といたしま  
す。お疲れさまでした。

13時48分 閉会